

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

○宮城県条例施行規則の一部を改正する規則

(税務課) 一

○納税貯蓄組合連合会等に対する補助金等交付規則の一部を改正する規則

(同) 三二

訓 令 甲

○宮城県県税事務取扱規程の一部を改正する訓令

(税務課) 三二

規 則

宮城県条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三十六号

宮城県条例施行規則の一部を改正する規則

宮城県条例施行規則(昭和二十九年宮城県規則第七十六号)の一部を次のように改正する。

別表様式第五号の二の項中 「その一」 「その一」
「その二」 「その二」
「その三」 「その三」
「その四」 「その四」
「その五」 「その五」
に改め、同表様式第二十号の項中

「条例第十四条 条例第十四条
「条例附則第十一 条例附則第十條
」を 「」に改め、同表様式第三十八号の項中、「その三」を 「その三
その四」
その五」

に改め、同表様式第六十二号の三の項を削る。

様式第五号(その一)から様式第五号(その三)までを次のように改める。

様式第5号(その2)

<p>77 宮城県 領収済通知書 公 個人印字券</p> <p>支払先 宮城県・国庫 日額 00130-8-987087 金額 金額</p> <p>支払額 01000 金額 領収 領収</p> <p>年 月 日 領収 領収</p> <p>金額 金額</p> <p style="text-align: center;">34</p>	<p>個人事業税納付書 公 個人印字券</p> <p>納税者氏名 宮城県・国庫 領収済通知書</p> <p>口座番号 00130-8-987087</p> <p>納付番号 491154</p> <p>納付額 円</p> <p>納税額 円</p> <p>納税年 円</p> <p>納税期 円</p> <p>納税者 納税者</p> <p>領収事項 領収済通知書</p> <p>納税者住所 納税者住所</p> <p>納税者氏名 納税者氏名</p> <p>納税者住所 納税者住所</p> <p>納税者氏名 納税者氏名</p> <p>納税者住所 納税者住所</p>	<p style="text-align: center;">領収証書</p> <p style="text-align: center;">(第2期分)</p> <p>納税者氏名</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>納付番号</td> <td>納付年</td> </tr> <tr> <td>納付額</td> <td>納税額</td> </tr> <tr> <td>納税額</td> <td>納税年</td> </tr> <tr> <td>納税期</td> <td>納税者</td> </tr> <tr> <td>合計額</td> <td>合計額</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">上記金額を納付ください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>領収日付印</p> <p style="font-size: 2em; font-weight: bold;">2</p> <p>収入印紙不要</p> <p style="font-size: 0.8em;">(領収済通知書)</p> </div>	納付番号	納付年	納付額	納税額	納税額	納税年	納税期	納税者	合計額	合計額
納付番号	納付年											
納付額	納税額											
納税額	納税年											
納税期	納税者											
合計額	合計額											

※印刷票額 余白には、書式及び記載事項を調整の上、納税者に対するお知らせ等を記載することができます。

様式第五号(その五)から様式第五号(その七)までを次のように改める。

様式第5号(その6)

(裏)

〔印紙を貼る上この〕



1 印刷物(新聞、この冊子、他の印刷物)の発行、他の印刷物に4%以上の印刷物課税額を超過し、かつその額が10%以上を超過したものである。

2 印刷物に課税される額

(1) この冊子に課税される額は、この冊子が印刷されたことに基づいて発行された印刷物の課税額に算入して算定されることとなります。

(2) この冊子に課税される額は、この冊子に課税された印刷物の課税額に算入して算定されることとなります。ただし、既に発行済みの印刷物に、この冊子が課税される額を算入して算定されることとなります。

3 課税額を計算するに当たっては、この冊子に課税された印刷物の課税額に算入して算定されることとなります。

4 発行済みの印刷物の課税額は、この冊子に課税された印刷物の課税額に算入して算定されることとなります。

5 課税額

この冊子に課税される額は、この冊子が印刷されたことに基づいて発行された印刷物の課税額に算入して算定されることとなります。

6 課税額を計算するに当たっては、この冊子に課税された印刷物の課税額に算入して算定されることとなります。

7 発行済みの印刷物の課税額は、この冊子に課税された印刷物の課税額に算入して算定されることとなります。

8 課税額を計算するに当たっては、この冊子に課税された印刷物の課税額に算入して算定されることとなります。

印刷物(新聞) 1 余白には、書式及び記載事項を調査の上、納税者に付するお知らせ等を記載することができ、

2 〔裏紙を貼る上この〕の欄には、金額換算率の名称を記載する。

様式第五号の二(その一)から様式第五号の二(その四)までを次のように改める。

様式第5号の2(その1)

(表)

督促状

印

年度	種別	申告区分	号
納付番号	徴収番号	納付区分	分
期日			
納期	期日	納付期日	期日

税額	円
延滞金	円
	円
合計額	円

1. 10日以内に支払ってください。遅延した場合、滞り金等の上乗せに5割の滞り金を徴収させていただきます。

77

宮城県 領収済通知書

宮城県庁

宮城県庁

住所	〒	宮城県	仙台市	青葉区	中央	1-1-1
納付番号	00130-8-967087	納付区分		納付期日		
納付額		滞り金		合計額		

34

納税者氏名	納税口村印
〒	
宮城県	
仙台市	
青葉区	
中央	
1-1-1	

納付済通知書

宮城県庁

宮城県庁

加入者氏名	宮城県、仙台市、青葉区納税課
住所	〒
納付番号	00130-8-967087
納付額	
滞り金	
合計額	

領収証書

納付番号	納税額
滞り金	合計額
延滞金	
合計額	

納税者氏名	納税口村印
〒	
宮城県	
仙台市	
青葉区	
中央	
1-1-1	

様式第5号の2(その1)

(裏)

- 1 この処分(特選)について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内は、知事に審査請求することができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分についての審査請求の請求を提出し、審査請求の請求があったことを知った日の翌日から起算して10月31日に官報を提出し、審査請求の請求を提出することなく、この処分についての不服を提出することができます。ただし、既に履行する場合には審査請求の請求を提出することなく、この処分についての不服を提出することができます。
- (1) 審査請求をした日から3か月を経過しても請求がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の履行により生じる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき。
- (3) その他請求を提出しないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 この処分による徴収金を納める場合の延滞金については、地方税法に規定するところにより計算(計算方法は納税通知書等に記載)の上納付滞等の罰金等に算入して納めなければなりません。
- 4 本表を受理した日から起算して10日を経過した日までに徴収金を完納しないときは、滞納処分を受けることとなります。
- 5 滞納は、滞納の「徴収を納める場所」に記載してあるところで納めることができます。

封印前裏面 空白には、書式及び記載事項を調整の上、納税者に対するお知らせ等を記載することができます。

様式第 5 号の 2 (その 2)

(裏)

- 1 この部分（附則）において不整合があるときは、この部分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内は、如事に遵守請求することができません。
- 2 この部分において不整合があるときは、この部分についての審判請求の提出を拒む場合には、審判請求の提出があつたことを知つた日の翌日から起算して10日以内は官報費を徴収として自治体地方債同年にこの部分においての取組しの請求を提出することができません。ただし、次に掲げる場合には審判請求の提出を拒むことなく、この部分においての取組しの請求を提出することができません。
 - （1）審判請求をした日から30か月を経過しても取組がなれないとき。
 - （2）処分、処分後の執行又は手続の履行により生じる新しい損害を避けるための緊急の必要があるとき。
 - （3）その損害に係る徴収金を納める場合の経緯等については、地方自治法に規定するところにより計算の上執行滞等の相当額に充てられておらず、かつ正当な理由があるとき。
- 3 本件を受けた日から起算して10日を経過した日までに徴収金を完納しないときは、審判部分を受けることになりません。
- 4 附則は、前記の「附則を納める事項」に記載してあることで納めることができます。

※印刷範囲 余白には、書式及び記載事項を調整の上、納税者に対するお知らせ等を記載することができると。

様式第 5 号の 2 (その 4)

(裏)

- 1 この処分 (借付) について不届があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 30 日以内、知事に報告しなければならないこととなります。
- 2 この処分について不届があるときは、この処分についての借付請求の履行を拒否した後に、借付請求の履行があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内は借付請求を保留して借付処分を執行し、この処分についての処分を保留することとなります。ただし、次に掲げる場合には借付請求の履行を保留することなく、この処分についての借付しの履行を保留することとなります。
 - (1) 借付請求をした日から 3 か月を経過して未償済がないとき。
 - (2) 借付、処分の実行又は下続の履行により生じる新しい借付の額を超過するため借付の必要があるとき。
 - (3) その借付を担保とするに十分な理由があるとき。
- 3 この借付に係る延滞金については、地方自治法に規定するところにより計算 (計算方法は新住民印書等に規定) の上納めなければならぬものとします。
- 4 本県の延滞金日数額に、7%とあるのは、平成 12 年 1 月 1 日から当分の間は、各年の前年の 11 月 30 日を経過する時における日本銀行公表の第 1 年度 1 号の規定に基づいて算出される借付手形の基準割引率に年率を調整した割合が所定、別に議定ない場合は、その年率において、当該借付手形の基準割引率に年率を加算した割合となります。
- 5 本表を製した日から起算して 10 日を経過した日まで延滞金を完納しないときは、罰金処分を受けることとなります。

※印刷要領 余白には、書式及び記載事項を調整の上、納税者に対するお知らせ等を記載することができます。

様式第五号の二(その五)を削る。
様式第十五号の二を次のように改める。

様式第15号の2

(裏)

1 この部分について平假があるときは、この部分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に
 知事に審査請求することとする。

2 この部分について平假があるときは、この部分について審査請求の請求を受けた後、審査請求の請求があ
 ったことを知った日の翌日から起算して60日以内に官報を催告として官報を催促する。この部分について
 の処分についての取消しの請求を提起することとする。

(1) 審査請求をした日から3か月を経過しても請求がないとき。

(2) 処分、処分の実行又は平假の履行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他請求を提起するに正当な理由があるとき。

3 表2の請求を提起する場合は、審査請求については、処分取消に相当するところにより官報の上掲付書等の請求
 書に記載して納めなければならない。

本印刷用紙類 余白には、書式及び記載事項を調整の上、納税書に対するお知らせ等を記載することができる。

様式第二十号(その二)を次のように改める。

様式第二十号(その2)

(産業活力再生特別措置法に規定する認定事業の用に供する不動産)

不動産取得税徴収猶予申告書

家屋の所在地	家屋番号	構造・種類	地目	床面積	㎡
土地の所在	地番			地積	㎡
家屋・土地の取得年月日	年 月 日				
家屋の徴収猶予額	課税番号				
土地の徴収猶予額	課税番号				
認定を受けた計画の名称					
認定を受けた日	年 月 日				
徴収猶予期間	年 月 日から	年 月 日まで			
備考					

宮城県県税条例附則第10条の10において準用する同条例第15条の規定によって不動産取得税の徴収猶予をされたく申告します。

年 月 日

納税者 (住所(所在地))
氏名(名称)

㊞

宮城県

所長 殿

様式第三十八号(その三)の次に次の二様式を加える。

様式第三十九号の三を次のように改める。

様式第39号の 3

(表)

営業所等設置等届出書 (県民税子割用)

受付印

年 月 日

宮城県仙台中央県税事務所長 殿

所在地
名称

県民税子割の申告納入について宮城県県税条例第32条の3の規定により下記のとおりお届けします。

記

届 出 事 由	1 新設	2 異動	3 廃止
	4 利子等の種別の変更	〔異動事由〕	
新 設 等 年 月 日	年 月 日	〔異動事由〕	
特 別 営 業 義 務 者 等 の 所 在 地 (店舗名)	〒 電話 ()		
	〒 電話 ()		
特 別 徴 収 義 務 者 番 号			金融機関共 同コード
利 子 割 の 納 入 方 法	1 店舗毎に納入する場合の利子等の種類	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20	
	2 本店等にて一括納入する場合の利子等の種類	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20	
3 申告納入する者(る)特別の営業所等	所 在 地	〒 電話 ()	
	名 称 (店舗名)		
特 別 徴 収 義 務 者 番 号			金融機関共 同コード

(備 考)

(記入要領は裏面にあります。)

(裏)

〔記入要領〕

1 この届出書は、新設、異動、廃止、利子等の種別の変更があつた場合に該当する必要事項を記載し、その事実が発生してから15日以内に提出してください。なお、この届出は本店、本部から提出しても差し支えありません。

2 記入方法

記 入 欄	記 入 内 容	新 設	異 動	廃 止	利子等の種別の変更
(1) 届 出 事 由	該当に○印	○	○	○	○
(2) 新 設 等 年 月 日	種別の変更の場合は納入開始年月日を記入	○	○	○	○
(3) 異 動 事 由	店舗の所在地、名称等が変更の場合に記入	-	○	-	-
(4) 特別徴収義務者の営業所等	店舗の所在地、名称を記入	○	○	○	○
(5) 特別徴収義務者番号	金融機関コード9桁を記入	○	○	○	○
(6) 利 子 割 の 納 入 方 法	納入方法別に利子等の種類等を記入	○	-	-	○

(注) ○…記入する数
…記入しない

3 利子割の納入方法

納入方法には、
① その店舗で徴収した枚額を当該店舗で納入する方式
② 本部にて一括して納入する方式
③ 利子の種類に応じて①、②を併用する方式
がありますから、利子等の種類ごとにとの方法によるかを記入してください。利子等の種類は、その店舗で納入する利子等の種類を下記により選択し、該当の番号に○印をつけてください。

1 公社債利子	12 社債的受益証券の収益の分配
2 銀行預金利子	13 国外私募公社債等運用投資信託等の収益の分配
3 勤務先預貯金等の利子	14 懸賞金付預貯金等の懸賞金等
4 合同運用信託の収益の分配	15 定期積金の給付補てん金
5 公社債投資信託の収益の分配	16 相互掛金の給付補てん金
6 郵便貯金利子	17 抵当証券の利息
7 公募公社債等運用投資信託の収益の分配	18 貴金屬の売却し条件付赤置の利益
8 国外公社債等の利子等	19 外貨建預貯金等の為替差益
9 財形貯蓄契約に係る生命保険等の差益	20 一時払養老保険・一時払損害保険等の差益
10 私募公社債等運用投資信託の収益の分配	
11 配	

様式第六十二号の三を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十年三月三十一日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の様式第五号による納税通知書、改正前の様式第五号の二による督促状、改正前の様式第十五号の二による自動車税減額通知書及び改正前の様式第三十八号による納付(納入)書は、当分の間、改正後の様式第五号、様式第五号の二、様式第十五号の二及び様式第三十八号によるものとみなす。

納税貯蓄組合連合会等に対する補助金等交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三十七号

納税貯蓄組合連合会等に対する補助金等交付規則の一部を改正する規則

の五(七)改正する。
第十一條中「帳簿」の下に「(これらの作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをこ)。(以下同。))の作成又は保存がされている場合における前記電磁的記録を含む。」を加える。

此 照
この規則は、公布の日から施行する。

訓 令 甲

○宮城県訓令第五号

宮城県県税事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年三月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県県税事務取扱規程の一部を改正する訓令

宮城県県税事務取扱規程(昭和二十九年宮城県訓令甲第三十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前二項の規定は、県指定金融機関、県指定代理金融機関及び県収納代理金融機関から領収済通知書に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送信を受けた場合について準用する。

第三十四条第一項中「徴収金は、歳入歳出外現金払込票により払い込むものとし、その取扱い」を

「徴収金の取扱い」に改める。

様式第二十一号中 「 払込指定金融機関 」 を 「 払込金融機関 」 に

歳入歳出外現金	田	七十七銀行	を
---------	---	-------	---

歳入歳出外現金	田	銀行	に改める。
---------	---	----	-------

附 則

この訓令は、平成二十年三月三十一日から施行する。